（公印省略）

３太介第667号

令和４年１月17日

市内　地域包括支援センター

　　　　指定居宅介護支援事業所

　　　　指定小規模多機能型居宅介護支援事業所

　　　　管理者　様

太宰府市長　楠田　大蔵

（介護保険課介護保険係）

新型コロナウイルス感染症に係る居宅介護（介護予防）支援業務に関す

る臨時的取扱いについて（通知）

　貴職におかれましては、コロナ禍において様々な感染予防対策を講じた上で、業務にあたっていただき、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、令和３年11月25日付3太介第549号「新型コロナウイルス感染症に係る居宅介護（介護予防）支援業務に関する臨時的取扱いについて（通知）」により通知したところですが、新型コロナウイルス感染症の感染者数が急激に増加していることに伴い、感染拡大防止対策のため下記のとおりの取り扱いといたします。

また、本取扱いの適用は令和４年１月17日からとし、今後の状況の変化に伴い取扱いを変更・終了する場合は改めて通知します。

記

１　対応

（１）ケアマネジャー等が媒介となる感染を予防するため、利用者やその家族及び他事業所職員等と対面して行う業務のうち、下記の①、②以外については、代替措置を講じることを原則とします。

　　　　①利用者へのサービス提供

　　　　②虐待案件などの利用者の生活・生命維持に必要なもの

　　　　※利用者へのサービス提供の中止を求めるものではありません。サービス提

　　　　供については、感染症防止対策を確実に行った上で実施してください。

２　具体的取扱い

（１）利用者やその家族及び他事業所職員等と対面して行う業務のうち、サービス担当者会議等業務上の会議やモニタリングについては、代替措置として電話・FAX

　　　メール等を活用し、照会や聞き取りで行うことを原則とします。また、利用者やその家族への説明・同意についても事前に代替措置で行うこととし、書面での署名・捺印等が必要なものについては郵送等の手段で対応してください。

（２）本取扱いを実施するにあたっては、他事業所のサービス担当者等と緊密な連携を図り、利用者の状況把握や処遇確保を確実に行うとともに、講じた代替措置の概要や経緯を支援経過に記録してください。

（３）新規利用者については、当該利用者やその家族、これまで関わってきた事業者、主治医などからの情報収集でアセスメントに替えられる場合は代替措置での実施でも可能とします。新規利用者やその家族等と直接対面して行う必要がある

場合は、感染症予防対策を確実に行ったうえで実施してください。

　　　なお、代替措置で行った場合は、臨時的取扱いの終了後において、利用者やその家族等と直接面談し、アセスメントが適切なものであるかの検証を行ってください。

（４）職員や利用者に新型コロナウイルス感染者（疑いや濃厚接触者を含む）が発生した場合に備え、利用者のサービス提供や支援に係る緊急対応方法を把握しておくほか、事業所内での業務調整や人員確保、市区町村や保健所への報告方法等をマニュアル化し、事業所内で周知しておいてください。

２　留意事項

1. 対面で行うべきケアマネジメント業務を代替措置で行った場合においては、本取扱いに基づいて実施し、適切に記録を残している場合は減算や指導の対象とせず、各種加算の要件を満たしているものとして取り扱います。ただし、各種加算の要件として実施が義務付けられている事業所の研修等については、感染症予防対策を確実に行った上で実施してください。この場合において、代替措置（対面によらない方法）による研修の実施も可能とし、代替措置の内容（実施状況等）を記録しておいてください。

（２）本取扱いは太宰府市の被保険者を対象としますが、事業所の所在地または利用者の保険者から別に通知が発出されている場合は、その対応でも可能とします。

＜問い合わせ先＞

太宰府市介護保険課

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 介護保険係

TEL　092-921-2121

内線 370・371・372